

令和2年度冬季無災害運動実施要領

令和2年11月13日
富山労働局

1 目的

富山県内においては、冬季（12月から翌年2月までの3か月間をいう。以下同じ。）に降積雪があることや気温が氷点下となるなど地域特有の労働災害のリスクが高まる状況にある。

令和元年12月から令和2年2月までの休業4日以上の労働災害死傷者数（以下「死傷者数」という。）は270人で、前年同期の275人に比べ減少したものの、大雪となった平成29年度の死傷者数は406人であり、その年の降雪量や気温によっては労働災害が多発することも憂慮される。

また、過去10年の冬季における労働災害死傷者数のうち、転倒災害による死傷者数は39%を占めており、これに対する対策が必要であると認められることから、当局では以下のとおり「冬季無災害運動」を実施する。

2 取組期間

令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）までの90日間とする。

3 主唱者

富山労働局、富山・高岡・魚津・砺波の各労働基準監督署

4 実施者

全業種の事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体に対する協力要請
- (2) 集団指導及び監督、個別指導時の指導
- (3) ポスター等の作成、配付
- (4) ホームページによる広報

6 事業者の実施事項

- (1) 凍結・積雪による「転倒」災害防止対策の徹底
- (2) 車等のスリップによる「交通事故」防止対策の徹底
- (3) 除雪車・除雪機による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策の徹底
- (4) 屋根などの除雪作業中の「墜落・転落」災害防止対策の徹底